

## 第 71 回甲州市かつぬまぶどうまつり出店要綱

この要綱は、甲州市かつぬまぶどうまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が「甲州市かつぬまぶどうまつり」を住民参加のまつりとするため、地域特産品、地域特産物を原料にした加工品等の販売等の出店を許可するときの基準を定めることを目的とする。

（販売または展示等品目）

1. 地域特産品
2. 地域特産物を原料とした加工品
3. その他「ぶどうまつり」にふさわしいと実行委員長が認めたもの。

（出店料）

1. 出店料は 25,000 円とする（机 2 台・いす 2 脚のみ、ご用意します）。  
また、キッチンカーでの出店料は 15,000 円とする。
2. 出店料は、実行委員長が定める日時までに実行委員会に納めるものとする。
3. その他、実行委員長が認めたものは、出店料を減免することができる。
4. 出店許可後、出店者側の意向により出店を取りやめた場合、その理由の如何を問わず、出店料の返還は行わないものとする。

（出店者）

甲州市内に在住し、下記に該当するもの又はその他実行委員長が認めたもの

1. 市内で活動、営業している団体及び個人。
2. 暴力団関係者等適当でないと思われる団体及び個人ではないこと。

（出店申請）

1. 出店を希望する者は、様式 1、出店平面図、提供食品の概要（飲食物取り扱い時のみ）、出店当日出店者全員の身分照明書（写し）、出店従業者名簿、食品衛生法に基づく営業施設許可書のコピー（提供する食品が既製品でない場合）を、実行委員長が定めた日時までに提出するものとする。

（出店許可）

1. 実行委員長が出店を認めた場合は、許可書を発行し、出店中は、携行することとする。
2. 実行委員長は申請内容に虚偽記載があった場合等、まつりに不適当と認めた場合は、許可を取り消し、また出店中であっても、即刻閉店させることができる。この場合、出店料の返還は行わないものとする。

(出店場所)

1. 出店の位置は、抽選において決定する。
2. その他実行委員長が必要を認めたものについては場所の指定ができる。

(その他)

1. 出店を許可したものには、机・いすのみ実行委員会が用意するが、その他必要な備品、テント、燃料、電源、照明、表示看板等は申請者（団体）が用意するものとする。
2. 新型コロナウイルスの感染拡大等により、ぶどうまつりの開催を中止した場合、事前準備等に係る費用の補償は行わないものとする。
3. この要綱に定めるもののほか、実行委員長が必要と認めたときは、出店の許可を受けたものに指示することができるものとする。